

さくらんぼ「山形C12号」生産者登録要領

平成30年7月9日制定

(趣 旨)

第1条 この要領は、「山形C12号」ブランド化プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」という。）が、さくらんぼ「山形C12号」の種苗の適正な管理及びその品種特性を十分に発揮した果実の生産・販売を図るため、生産者の登録に関して必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 プロジェクト会議が登録する生産者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 県内に居住し、かつ、県内に経営耕地を有する農家、又は、主たる事務所を県内に置き、かつ、県内に経営耕地を有する法人であること。
- (2) 次に掲げる全ての事項について遵守することに同意すること。
 - ア 「山形C12号」の苗木を10本以上購入し、全てを県内に有する自らの経営耕地内に植栽すること。
 - イ 購入した苗木は、第三者への譲渡、販売、海外への持ち出しを行わないこと。
 - ウ 剪定枝は適切に処分し、第三者への穂木の譲渡や高接ぎを行わないこと。
 - エ 県が定める品質基準を遵守し、基準に満たない果実は、今後定める商標名で出荷・販売しないこと。
 - オ 県の指導に従い、高品質安定生産に努めること。

(登録の申請)

第3条 「山形C12号」の栽培を希望する農家又は法人は、「山形C12号」生産者登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を次の区分のうち1か所に提出するものとする。

- (1) 所属するJA（栽培を希望する農家又は法人がJAグループに属する場合）
- (2) 所属する出荷団体（栽培を希望する農家又は法人がJAグループ以外の出荷団体に属する場合）
- (3) 苗木業者（上記（1）及び（2）に該当しない場合）

2 登録申請書の提出を受けたJAは、取りまとめの上、JA全農山形に提出するものとする。提出を受けたJA全農山形は、取りまとめの上、プロジェクト会議の長に提出するものとする。

3 登録申請書の提出を受けたJAグループ以外の出荷団体及び苗木業者は、取りまとめの上、プロジェクト会議の長に提出するものとする。

(登 録)

第4条 プロジェクト会議の長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第2条に規定する要件を満たしていると認めた場合は、「山形C12号」

登録生産者（以下「登録生産者」という。）に登録し、「山形C12号」生産者登録証（様式第2号）を交付するものとする。

（植栽完了の届出）

第5条 登録生産者は、苗木の植栽を完了したときは、植栽を完了した日から起算して30日以内に、「山形C12号」植栽完了届（様式第3号）をプロジェクト会議の長に提出するものとする。なお、提出の手続きは、第3条に準じて行うものとする。

（登録の変更）

第6条 登録生産者は、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、速やかに「山形C12号」生産者登録変更届（様式第4号）をプロジェクト会議の長に提出するものとする。なお、提出の手続きは、第3条に準じて行うものとする。

- （1）植栽した「山形C12号」の一部の樹を伐採する場合
- （2）植栽した「山形C12号」の一部の樹が枯死した場合
- （3）植栽した「山形C12号」の一部の樹を同居する親族以外の者に経営移譲、譲渡又は貸し付けた場合
- （4）「山形C12号」を追加して植栽又は栽培する場合
- （5）同居する親族への経営移譲又は相続に伴い経営主を変更した場合
- （6）法人の代表者を変更した場合
- （7）その他、登録申請書に記載した内容に変更が生じた場合

2 前項（1）に該当する場合は、届出後、プロジェクト会議による確認を受けた後に伐採するものとする。

3 第1項（2）に該当する場合は、届出後、プロジェクト会議による確認を受けるものとする。

（登録の廃止）

第7条 登録生産者は、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、速やかに「山形C12号」生産者登録廃止届（様式第5号）をプロジェクト会議の長に提出するものとする。なお、提出の手続きは、第3条に準じて行うものとする。

- （1）植栽した「山形C12号」の全ての樹を伐採する場合
- （2）植栽した「山形C12号」の全ての樹が枯死した場合
- （3）植栽した「山形C12号」の全ての樹を管理できなくなり、放任園となった場合
- （4）植栽した「山形C12号」の全ての樹を同居する親族以外の者に経営移譲、譲渡又は貸し付けた場合

2 前項（1）に該当する場合は、届出後、プロジェクト会議による確認を受けた後に伐採するものとする。

3 第1項（2）又は（3）に該当する場合は、届出後、プロジェクト会議による確認を受けるものとする。

(登録の取消し)

第8条 プロジェクト会議の長は、登録生産者が次のいずれかに掲げる事項に該当したときは、登録を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により登録を受けた場合

(2) 第2条の(2)に掲げる事項のいずれかに違反した場合

2 プロジェクト会議の長は、前項の規定により登録を取り消したときは、取消しの理由を付して「山形C12号」生産者登録の取消し(様式第6号)により通知するとともに、「山形C12号」を伐採させる、商標の使用を禁止するなどの措置をとるものとする。

(補 則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

「山形 C12 号」生産者登録申請書〔H30 秋～H31 春植え分〕

平成 年 月 日

「山形 C12 号」ブランド化プロジェクト会議 会長 殿

〔県内 15JA 又は苗木業者、各出荷団体経由〕
苗木業者: (有) 菊地園芸、(株) イントウ、(株) 天香園、
佐藤苗木園、吉田精果園、佐藤豊園

【申請者】住所又は所在地 _____

氏名(年齢) 又は名称 _____ 印(____ 歳)

(代表者の職・氏名) _____

電話番号 _____ FAX 番号 _____

1 「山形 C12 号」の生産者登録について、2 の「遵守事項」に同意し、以下のとおり申請します。

台木の種類	植栽予定本数 (10 本以上)	植栽予定 面積(時期)	植栽の方法 (改植又は、新植のいずれかに○印)	仕立て方 (該当する項目を黒で塗りつぶし)		
推奨 コルト台	本	a(秋・春)	改植 ・ 新植	<input type="checkbox"/> 主幹形(通常の立木仕立て) <input type="checkbox"/> Y字仕立て、 <input type="checkbox"/> V字仕立て、 <input type="checkbox"/> 平棚仕立て、 <input type="checkbox"/> その他軽労化仕立て		
アオバザクラ台	本	a(秋・春)	改植 ・ 新植	<input type="checkbox"/> 主幹形(通常の立木仕立て) <input type="checkbox"/> Y字仕立て、 <input type="checkbox"/> V字仕立て、 <input type="checkbox"/> 平棚仕立て、 <input type="checkbox"/> その他軽労化仕立て		
さくらんぼ栽培 面積	〔現状〕	さくらんぼ全体	a	〔導入後〕	さくらんぼ全体	a
		うち、「佐藤錦」	a		うち、「佐藤錦」	a

※さくらんぼ栽培面積(「佐藤錦」栽培面積)は、所有しているさくらんぼ園地の合計面積(「山形 C12 号」植栽前後)を記載。

2 遵守事項

- (1) 農家1戸(1法人)当たり、10 本以上の苗木を購入し、生産すること。
 - ・苗木の購入は本人のみとし、他人名義での購入は行わないこと
 - ・農業法人が購入する場合は、農業法人の経営耕地内に 10 本以上植栽すること
- (2) 登録を受けた農家(法人)が自ら管理する山形県内の経営耕地内に苗木を植栽すること。
 - ・経営耕地を第三者へ譲渡又は貸付ける場合は、廃止届けを提出し、譲渡又は貸付を受けた者は、新たに生産登録申請を行うこと
- (3) 購入した苗木は、第三者への譲渡、販売、海外への持ち出しを行わないこと。
 - ・苗木、穂木、果実等の植物体すべてについて、譲渡、販売、海外への持ち出しを行わないこと
- (4) 剪定枝は適切に処分し、第三者への穂木の譲渡や高接ぎは行わないこと。
 - ・剪定した枝は、登録生産者の責任において、適切に処分すること
 - ・高接ぎは、芽枯れ病のリスクがあることに加え、本来の品種特性が発揮できない場合が多いため、行わないこと
- (5) 品質基準を遵守し、基準に満たない果実は、今後定める商標名で、出荷しないこと。
 - ・品質基準は、「山形 C12 号」ブランド化プロジェクト会議で定めたものとする
- (6) 県の指導に準じ、高品質安定生産に努めること。

【注意事項】

- 遵守事項に反した場合、生産者登録を取り消すと同時に、園地に植栽された「山形 C12 号」の伐採、商標の使用を禁止するなどの措置をとります。
- 第三者への譲渡、海外への持ち出し、正規販売以外で入手した苗木や穂木の利用等は、育成者権の侵害にあたり、「種苗法」に基づき損害賠償などを求めることがあります(DNA 鑑定により品種識別が可能)。また、故意の場合は、懲役や罰金、またはその両方が科されることもあります。
- 申請書に不備があった場合、申請を受け付けない場合があります。
- 農家1戸(又は1法人)あたりの申請は1件までとし、申請窓口は1か所とします(JAと苗木業者等、複数の窓口で申請した場合、重複申請とみなし、いずれも受け付けません)。
- 「山形 C12 号」ブランド化プロジェクト会議で圃場への植栽や生育状況等を確認します(樹が枯死した場合は、最寄の農業技術普及課、JA 等へ報告し、確認を得た後、伐採してください)。
- 苗木販売初年目は受注生産でないため、注文数が生産数を上回った場合、2年に分けて購入していただく場合があります。なお、その場合でも、繰り越し分は次年度に必ず購入していただきます。

必ず記載ください
(記載がないあるいは不十分な場合、
登録が認められません)

「山形 C12 号」植栽計画

- 1 「山形 C12 号」の植栽を予定している圃場の住所、地図
(「山形 C12 号」を植え付けする圃場が複数ある場合は、別葉にして全てご記載ください)

【圃場の住所】

【圃場の地図】

自筆又は、地図を貼付のうえ圃場が分かるように印をつけてください。

- 2 植栽予定図〔列植図: 10 本以上、改植・新植が分かるようにご記載ください〕
(「山形 C12 号」を植え付けする圃場が複数ある場合は、別葉にして全てご記載ください)

圃場内で「山形 C12 号」を植え付けする場所と圃場の広さ、苗木の植栽距離を記入ください。

※「山形C12号」ブランド化プロジェクト会議で、圃場への植栽や生育状況等を確認します。

「山形C12号」生産者登録証

生産者の住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)

生産者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名)

下記内容で「山形C12号」の生産者として登録します。

記

登録本数	合計	本
	(内訳	本)

平成 年 月 日

「山形C12号」ブランド化プロジェクト会議

会長

Ⓜ

平成 年 月 日

「山形C12号」植栽完了届

「山形C12号」ブランド化プロジェクト会議会長 殿

登録番号

住所

氏名

印

下記のとおり植栽を完了したので、さくらんぼ「山形C12号」生産者登録要領第5条の規定により届けます。

記

- 1 植栽年月日 平成 年 月 日
- 2 植栽本数 本
- 3 植栽場所 生産者登録申請書に記載のとおり

※植栽場所を変更した場合は、合わせて「生産者登録変更届」（様式第4号）を提出すること。

平成 年 月 日

「山形C12号」生産者登録変更届

「山形C12号」ブランド化プロジェクト会議会長 殿

登録番号

住所

氏名

印

さくらんぼ「山形C12号」生産者登録要領第6条の規定により、下記のとおり登録内容の変更を届けます。

記

1 変更する項目

2 変更する内容

(1) 変更前：

(2) 変更後：

3 変更の理由

※植栽場所を変更した場合は、圃場の位置がわかる地図及び列植図を添付すること。

「山形C12号」生産者登録廃止届

「山形C12号」ブランド化プロジェクト会議会長 殿

登録番号

住所

氏名

⑩

さくらんぼ「山形C12号」生産者登録要領第7条の規定により、下記のとおり登録の廃止を届けます。

記

1 廃止の理由：

2 樹の処分方法： ※いずれかにレ点

伐採

枯死

放任園

譲渡

貸付

その他()

3 譲渡又は貸付ける場合の相手方

登録番号

住 所

氏 名

「山形C12号」生産者登録の取消し

登録番号

住所

氏名

殿

「山形C12号」ブランド化プロジェクト会議会長 ㊟

下記の理由で、さくらんぼ「山形C12号」生産者登録要領第8条の規定により、
生産者の登録を取り消します。

記

取消しの理由：